

平成 29 年度
第 1 回鴨川市特別職報酬等審議会
会議録

鴨川市特別職報酬等審議会

平成 29 年度 第 1 回鴨川市特別職報酬等審議会 会議録

1 日時

平成 29 年 8 月 21 日（月） 午後 1 時 30 分から午後 2 時 40 分まで

2 場所

鴨川市役所 7 階会議室

3 出席者

（1） 特別職報酬等審議会の委員

会長	石田 日出夫
副会長	田原 智之
委員	寺尾 忠行
	鎌田 薫
	宗政 智子
	小林 裕明

（2） 市執行部

市長	亀田 郁夫
----	-------

（3） 事務局職員

総務課長	松本 憲好
総務課長補佐	石井 康宏
総務課人事係長	四宮 俊英
総務課人事係員	尾形 正一郎

4 次第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長挨拶
- 4 出席者紹介
- 5 会長、副会長選出
- 6 諮問
- 7 議事
 - （1） 会議の運営について
 - （2） 議員の議員報酬について
 - （3） その他
- 8 閉会

5 会議内容

別紙のとおり

6 会議の傍聴者等

なし

[開始 午後 1 時 30 分]

1 開会

- 四宮人事係長 本日は、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。
ただ今から、第 1 回鴨川市特別職報酬等審議会会議を始めさせていただきます。
私は、本日の会議の進行を務めます、総務課人事係長の四宮です。
よろしくお願いいたします。
始めに、配布資料の確認をさせていただきます。
本日、お席に配布しております資料は、本日の会議次第、委員名簿、配席表、資料
4・5 の 5 点です。
また、あらかじめ、郵便でお送りさせていただき、本日、お持ちをいただいたもの
が、資料 1・2・3 の 3 点です。
配布漏れ等、ございませんでしょうか。
ありがとうございました。
本日の会議は、会議次第に沿って進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2 委嘱状交付

- 四宮人事係長 続きまして、会議次第の 2、市長から委員の皆様へ委嘱状をお渡し
いたします。自席にてお受け取りください。
～委嘱状交付～

3 市長挨拶

- 四宮人事係長 続きまして、会議次第の 3、市長から御挨拶を申し上げます。
- 亀田市長 皆さん、こんにちは。
本日は、ご多忙のところ、ご出席をいただき、感謝申し上げます。
ただいま、鴨川市特別職報酬等審議会委員の委嘱状を交付させていただきました。
このあと、諮問書をお渡しいたしますけれども、皆さんには、本市の議会議員の議
員報酬の額について、審議をお願いしたいものでございます。
公務員の給料については、国や県においては、民間との均衡を考慮して勧告があり、
それぞれ勧告に準じて設定されておりまして、本市においては、千葉県に準じて改正
を行うことによりまして、民間との均衡を図っているところです。
一方で、議員報酬については、額の算定について、旧来から様々な議論が為されて
きましたけれども、基準となるものが存在せず、地方公共団体それぞれで算定をして
いるのが現状です。
このあと、事務局から説明をいたします。
市民を代表する 6 名の委員の皆さんには、慎重かつ活発なご審議を経て、答申をい

たきますようにお願いを申し上げます。
以上で、私の挨拶とさせていただきます。
どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。

4 紹介

○四宮人事係長 続きまして、会議次第の4、自己紹介をお願いいたします。
寺尾委員から、お席の順をお願いいたします。
～自己紹介～

5 会長・副会長選出

○四宮人事係長 続きまして、会議次第の5、会長・副会長の選出をお願いいたします。
鴨川市特別職報酬等審議会条例第5条第1項では、審議会の会議は、会長が議長となることとされておりますが、会長が互選されておられませんので、会長が決まるまでの間、市長が仮議長を務めさせていただきます。

○亀田市長 それでは、議長が決まるまでの間、仮議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。

鴨川市特別職報酬等審議会条例第3条第3項では、審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定めるとされております。

まず、会長の互選をお願いします。

どなたか、推薦等、ございますか。宗政委員。

○宗政委員 石田日出夫委員にお願いできればと思います。

○市長 石田委員という推薦がありましたが、皆さん、いかがでしょうか。

～異議なし～

○市長 また、石田委員は、お引き受けいただけますでしょうか。

○石田委員 はい。

○市長 それでは、石田委員に会長をお願いいたします。

会長が選任されましたので、以後の議長は、石田会長をお願いいたします。

○四宮人事係長 それでは、選任されました石田会長、ご挨拶をお願いいたします。

○石田会長 この審議会は、重要な会議でございます。

意義のある会議にしていきたいと考えていますので、みなさん、よろしくお願いいたします。

○四宮人事係長 ありがとうございます。

審議会条例第5条第1項では、審議会の会議は、会長が議長となることとされておりますので、以後の議事進行は、石田会長をお願いいたします。

○石田議長 条例の規定により議長を務めます。

まず、会議の定足数の確認をさせていただきます。

本日の出席委員は全員ですので、委員会条例第5条第2項に規定する会議の成立要件を満たしていることを報告いたします。

続きまして、副会長1名の互選を行います。

どなたか、いらっしゃいますか。

○石田議長 私から推薦をさせていただいてよろしいでしょうか。

～異議なし～

○石田議長 田原委員にお願いできればと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。

～異議なし～

○石田議長 それでは、田原委員に副会長をお願いいたします。

ひとこと、お願いします。

○田原副会長 会長はもちろん、ほかの委員の皆さまと協力しながら審議を進めていきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

6 諮問

○四宮人事係長 会議次第の6、諮問ですが、市長から会長に諮問書をお渡しいたします。

委員の皆さんには、資料4として、諮問書の写しを配布いたしておりますので、ご確認ください。

～諮問書交付～

7 議事

(1) 会議の運営について

○四宮人事係長 会議次第の7、議事に移ります。

会議の議長は、石田会長をお願いいたします。

なお、市長は、公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

～市長退席～

○石田議長 それでは、議事の(1)、会議の運営についてを議題とします。

事務局から説明をお願いします。

○石井総務課長補佐 会議の運営について、ご説明をいたします。

資料5をご覧ください。

当審議会の会議運営についての取り決め事項ですが、基本的には、鴨川市情報公開条例、これに基づく規則、関連する諸規程に基づいて行っていただきます。

1点目は、鴨川市情報公開条例第23条第1項の規定により、会議を公開するものです。

2点目は、会議の傍聴に関する事項で、定員を10名として傍聴席を設け、また、傍聴者に会議資料を配布するものです。

3点目は、傍聴要領です。

裏面をご覧ください。

1 では傍聴の手続を、2 では傍聴者に守っていただく事項を定め、3 では、場合により退場していただくこととしたいものです。

表面に戻っていただいて、4 点目は、会議録の作成に関する事項です。

会議録の作成のため、会議を録音する。

会議録は、全文筆記に近い要約筆記とする。

発言者の氏名を表記する。

会長が指名した者の確認を経る。

としたいものです。

5 点目は、会議録の公表に関する事項で、作成した会議録は、会議資料を添付して、市役所 1 階の市政情報コーナーに配架し、及び市ホームページに掲載し、閲覧に供することとしたいものです。

説明は、以上でございます。

ご協議をいただき、よろしければ、以上のように取り扱いをさせていただきたいと思います。

○石田議長 事務局から説明がありました。

委員の皆さん、ご質問がありますか。

～なし～

○石田議長 では、会議の運営については、以上のように取り扱うことといたします。

次に、ただ今の決定に基づきまして、会議録を確認していただく委員を指名させていただきます。

本日の会議録の確認は、小林委員にお願いいたします。

(2) 議員の議員報酬について

○石田議長 次に、議事の(2)、議員の議員報酬についてを議題とします。

事務局から説明をお願いします。

○石井総務課長補佐 まず、資料 1 について、説明をいたします。

この資料は、各方面から情報を収集し、総務課において作成したものです。

1 ページをご覧ください。

鴨川市議会の概要を記載してあります。

(1)の定数ですが、20 人です。

ただし、括弧書きにありますように、次の一般選挙から 18 人となるものです。

(2)の任期ですが、平成 30 年、来年の 5 月 31 日までです。

したがいまして、その翌日の 6 月 1 日から、議員が 18 人となります。

(3)は定例会の回数で年 4 回、(4)、(5)は、常任委員会と特別委員会を記載しています。

(6)は議員報酬です。

議長が月額 386,000 円、副議長が月額 353,000 円、議員が月額 326,000 円です。

補足をいたしますと、これらの額は、平成 17 年 2 月 11 日に現在の鴨川市が誕生したときから現在まで、据え置かれております。

さらに申し上げますと、これらの額は、合併当時、旧鴨川市と旧天津小湊町の協議により旧鴨川市の額が引き継がれたものですが、旧鴨川市では、平成5年4月1日から平成17年の合併時まで、これらの額が据え置かれております。

次に2ページをご覧ください。

特別職報酬等審議会の開催についての要請について、説明をいたします。

まず、(1)の経過です。

平成26年5月25日に市議会議員一般選挙、定数20人ですが、これが行われ、6月1日に市議会議員が就任しました。

その後、9月26日に、議会内に、鴨川市議会議員の定数等に関する調査特別委員会が設置をされ、平成28年2月12日までの間に、11回の調査特別委員会が開かれました。

その間には、鴨川、江見、長狭及び天津小湊の4地区において議会と市民との意見交換会も開催をされました。

約1年半の調査研究を経て、平成28年2月24日、鴨川市議会議員の定数等に関する調査特別委員会委員長報告が市議会において為され、調査特別委員会は終了しました。

その後、平成28年3月23日に、鴨川市議会の議員の定数を定める条例が可決され、同日、同条例が公布をされ、次の一般選挙から議員の定数が18人とされました。

その後、同年5月11日、市議会議長から市長に特別職報酬等審議会の開催についての依頼が文書により為されました。

以上が経過の説明ですが、この市議会議長から市長への依頼を受けまして、本日、先ほど、市長から諮問をさせていただいたものです。

続く(2)は、鴨川市議会議員の定数等に関する調査特別委員会設置の趣旨、これは、平成26年9月26日に市議会において調査特別委員会の設置の発案の際の、佐藤拓郎議会運営委員長の発言です。

また、(3)は、市議会議長から市長にありました、本委員会の開催の要請の趣旨です。

いずれも、重要な内容でございますので、朗読をいたします。

鴨川市議会議員の定数等に関する調査特別委員会設置の趣旨です。

鴨川市議会議員の定数等に関する調査特別委員会の設置についてであります。本市議会では、市民目線の市民のための議会運営を推進するため、さまざまな角度から議会改革・議会活性化の方策を検討し、実行に移してまいりましたが、このたび、その一つとして現行の本市議会の議員定数や議員報酬等が適正かどうか、調査研究するため、お手元に配付した資料のとおり、正副議長を除く18人で構成する鴨川市議会議員の定数等に関する調査特別委員会の設置を提案するものであります。

続いて、要請の趣旨です。

現在の議員報酬は、旧鴨川市と旧天津小湊町の合併協議により決定したが、その後、その妥当性を審議する特別職報酬等審議会が開催されず、今日に至っている。

地方分権改革や地域主権改革が進み、自治体経営が複雑・高度化している中、自治体経営の一翼を担う議員の活動も高度化・専門化しており、他の職をもって議員活動

をすることが非常に困難な状況となってきた。

鴨川市議会議員の議員定数等に関する調査特別委員会の調査では、議員報酬については、法的には生活給ではないとされているものの、現実には議員の専門職化が進んでおり、本来の議会の役割である多様な民意を自治体経営に反映させる役割を果たしていくためには、ある程度の生活給としての保障が必要であるとする意見が、委員会や市民との意見交換会でも出されているという指摘があった。

このことから、本特別委員会では、議員報酬の見直しが必要とする意見が出されたが、最終的には、公平な第三者機関である市長の諮問機関である特別職報酬等審議会に委ねることが妥当であるとの結論に達した。

ついては、これを踏まえ、適正な議員報酬を審議いただくため、市長の諮問機関である特別職報酬等審議会の開催を要請する。

以上です。

次に4ページをご覧ください。

今後の流れをご説明いたします。

(1)は、全体の流れです。

まず、平成29年8月、本日ですけれども、本審議会の委員、皆様を委嘱させていただきました。

それから、先ほど、市長から諮問をさせていただきました。

次の欄、8月から10月にかけて、本日を含め、3回、会議をお願いする予定です。

そして、3回目の会議におきまして、本審議会のご意見としてまとめていただき、市長に答申をいただきたいと思いますと考えております。

その後、答申を踏まえ、市長において、議員報酬の額の改正の可否を判断し、必要に応じて、12月の第4回市議会定例会に条例改正を提案し、議員報酬の額を改正しようというものです。

そして、この表では、新たな額となる日を、仮に、平成30年6月1日、選挙後の新たな議員の任期に合わせております。

次に(2)は、3回予定しております会議の内容です。

第1回の本日は、ただ今、説明をいたしておりますが、この後、質疑応答、審議を行い、併せて、追加の資料のご要望があれば伺いたいと考えております。

次回の第2回では、追加資料のご説明をいたし、さらに審議を行っていただき、可能であれば、ある程度の方向性のご決定をいただきたいと思いますと考えております。

そして、最終の第3回では、答申を決定していただき、市長に答申をいただきたいと思いますと考えております。

なお、答申をいただきたいと思います具体的な内容でございますけれども、議員報酬について、額については、いくらであるのかを、また、減額又は増額の場合は、その実施時期を、答申いただきたいと思いますものです。

そして、実施時期でございますけれども、月の初め、年の初め、年度の初め、そして、議員の任期の初め、が考えられるところです。

実例といたしましては、新たな年度又は新たな任期からという例がございます。

次に、5ページをご覧ください。

ここから、具体的に、議員報酬の額に関わる内容となって参ります。

この表は、県内の 37 の市の状況をまとめたものです。

市の順序は、市制を施行した順です。

そして、表の最上段にアルファベットがありますが、この順に各項目のご説明をいたします。

Aは、平成 27 年 10 月 1 日の人口、国勢調査の人口です。

Bは、平成 28 年 10 月 1 日の面積、国土地理院が調査して発表している面積です。

Cは、平成 29 年 1 月 1 日の議員定数ですが、未施行、まだ変更となっていないものの、将来変更となることが決定しているものを反映させた人数となっております。

したがって、鴨川市は、18 人となっております。

Dは、その 10 年前、平成 19 年 1 月 1 日の議員定数です。

さらにさかのぼることも可能ですが、平成 17 年、18 年と県内市町村の合併が多くあり、例えば、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市は、もう 1 年さかのぼると存在していないことから、現在と比較をするためには平成 19 年 1 月 1 日が適しているものと判断をいたしました。

なお、大網白里市については、平成 25 年 1 月 1 日に市制を施行したため、数値を記入しておりません。

Eは、CからDを引いた数値、10 年間での議員定数の増減です。

増加している団体はありません。

Fは、人口を議員数で除した数値、Gは、面積を議員数で除した数値です。

次に 6 ページです。

Hは、平成 27 年 12 月 31 日の議長の議員報酬です。

全国市議会議長会という団体が毎年 12 月 31 日現在の調査を実施しておりますので、その最新の結果を引用しております。

Iは、平成 18 年 12 月 31 日現在のもの、Jは増減額です。

続くK、L、Mは、副議長、N、O、Pは議員のものです。

Q、Rは、期末手当に係る数値です。

Qは、月額議員報酬に加算する額、Rは、Qの率を加算した後に乗じる支給率です。

網掛けの鴨川市の議員を例に計算しますと、まず、月額の 326,000 円に 20 パーセントを加算して 391,200 円を算出します。

次にこれに 100 分の 410 を乗じて得た 1,603,920 円が期末手当の額となります。

次のS、T、Uは、議長、副議長、議員、それぞれの 1 年間の合計です。

8 ページをご覧ください。

Vは、S、T、Uの合計額に人数を乗じた、各団体の議員の合計金額です。

Wは、議員報酬と比較されることが多い、市長の報酬、X、Y、Zは、議長、副議長、議員、それぞれを市長と比較した数値です。

a は、平成 27 年度の各団体の歳入の決算額、b は、歳入決算額に占める議員報酬の割合です。

次に 10 ページをご覧ください。

この表は、ただ今、説明いたしましたアルファベットの項目ごとに、数値の大きい順に並べ替えたものです。

Aの人口は、37 団体中 36 番目、面積は8 番目ということを表しています。

Cの議員定数の項目をご覧ください。

30 番目の銚子市から 35 番目の大網白里市までに網掛けをし、その中の鴨川市を強調しています。

これは同じ数値の団体が存在し、鴨川市がこの網掛けの範囲に属しているということを表しています。

最上段のアルファベットは先ほどの表と同一ですので、以降、抜粋して項目ごとの説明をいたします。

11 ページ、E、議員定数の増減ですが、0 からマイナス8 まで幅がありますが、多くの団体で減少しています。

Fの人口割は35 番目であるのに対し、Gの面積割は6 番目となっています。

次に議員報酬の額です。

Hの議長は 35 番目、12 ページ、Kの副議長は 31 番目、13 ページ、Nの議員は 32 番目です。

14 ページ、15 ページのS、T、Uは、議員報酬と期末手当の合計です。

議長は 33 番目、副議長、議員は 31 番目です。

続いて、16 ページ、a の歳入決算額は 33 番目、b の歳入に占める議員報酬の割合は4 番目となっています。

次に 17 ページをご覧ください。

この表は、ただ今の表のうち、類似団体を抜粋したものです。

類似団体とは、人口と産業構造によって市をグループ分けしたもので、鴨川市は、人口が 50,000 人未満、第2次産業・第3次産業が 90 パーセント未満、第3次産業が 55 パーセント以上のグループに属します。

最上段のアルファベットは先ほどの表と同一ですので、項目ごとの説明は、省略いたします。

以上、他の団体との比較という視点から説明をして参りました。

なお、資料中の議員報酬の額につきましては、7 月に、最新のものが、全国市議会議長会から公表されております。

具体的には、千葉県内で、増額が 3 団体、減額が 3 団体ございまして、合計 6 団体が増額となっております。

次回以降の会議におきましては、必要に応じ、これらを反映させて、資料を作成いたします。

次に、ここからは、別の視点から説明をいたします。

22 ページをご覧ください。

まず、一番上の大きな表について説明をいたします。

表の最上段の項目ですが、左から、年度、定数、月額議員報酬、副議長報酬、議長報酬、議員報酬合計、年額議員報酬合計、期末手当支給率、期末手当合計、そして、一番右の項目が、議員報酬・期末手当合計となっています。

以降、額については、一番右の議員報酬・期末手当合計により説明をいたします。

この表ですが、網掛けになっている行が3行あります。

一番上が、平成16年度の旧鴨川市で、定数が20人、金額は113,376,120円です。

2番目の行は、平成16年度の旧天津小湊町で、定数が16人、金額は52,190,100円です。

3番目の行は、平成16年度の旧鴨川市と旧天津小湊町の合計で、定数が36人、金額は165,566,220円です。

そして、次の平成17年度の行から新鴨川市となりますが、定数が36人、金額は205,010,820円です。

合併時に議員報酬の額を高い方の鴨川市の額に合わせたことと、特例で旧鴨川市と旧天津小湊町の議員が平成18年5月31日まで在任したことによって、一時的に金額が増加しました。

平成19年度の行ですが、定数20人で選挙が行われ、金額は114,565,380円に減少しました。

その後は、期末手当支給率の増減によって若干の増減はあるものの、平成30年4月時点では、定数20人、金額は113,376,120円となる見込みです。

そして、一番下の平成31年度の行ですが、定数が18人となるため、金額が102,187,800円となる見込みです。

次に、ただ今の表の下、1行のみの表を説明いたします。

これは、平成31年度と平成30年度の差を表したもので、定数はマイナス2人、金額はマイナス11,188,320円です。

次の選挙から定数が2削減されることにより、金額が約11,000,000円削減されることを表しています。

次に、その下の、15パーセント増の場合と書かれた、3行のみの表を説明いたします。

1行目は、上の表の平成30年度を複写しています。

2行目の平成31年度は、各報酬額を15パーセントアップしています。

その結果、一番右の欄の金額は117,546,000円となり、3行目はこれらの差になりますが、定数が2削減され、金額が4,169,880円増加することを表しています。

以下、1パーセント刻みで23ページ、24ページと試算をしています。

24ページが一番下の表、1パーセント増の場合では、金額がマイナス9,952,800円となります。

次の説明に移ります。

25ページをご覧ください。

この表は、全体的な職員の給与等の推移です。

平成17年度から平成28年度まで、0.55パーセント増加しています。

次に26ページをご覧ください。

この表は、大卒初任給、係長級平均給料、最高給料について、平成17年2月11日の合併時から平成29年までの推移を表したものです。

大卒初任給は104.39パーセントに増加し、係長級平均給料は89.15パーセントに減

少し、最高給料は 84.88 パーセントに減少していることを表しています。

次に 27 ページをご覧ください。

民間給与実態調査による平均給与等の推移です。

これは、国税庁が調査を行い、公表しているもので、これによりますと、給料、手当、賞与を合計した平均給与は、平成 17 年の 4,368,000 円に対し、平成 27 年は 4,204,000 円と、164,000 円、3.75 パーセント、減少しています。

次に 28 ページをご覧ください。

千葉市の消費者物価指数で、千葉県のホームページから入手したものです。

表のタイトルに括弧書きで平成 27 年基準接続指数とあります。

消費者物価指数は 5 年に一度、基準年があり、通常は継続せず、基準年で一度リセットされますが、この表は、平成 27 年を基準として過去のものに接続されたものです。

また、本日、資料として使用するに当たり、事務局で部分的に網掛けをいたしました。

横には、3 行、3 本の網掛けをしています。

まず、基準年の平成 27 年です。

次に、現行の議員報酬の額を定める条例が制定された平成 17 年です。

そして、参考として、現行の議員報酬の額の基となっている平成 5 年です。

次に、縦にも網掛けをしています。

28 ページで縦に 1 列、1 本の網掛けをしています。

全ての分類、品目を合計した総合の列です。

以上が交わる箇所が 3 か所ありますが、平成 5 年が 98.1、平成 17 年が 97.4、平成 27 年が 100.0 となっています。

このことから、平成 5 年、平成 17 年のいずれと比較をしても、現在は、消費者物価指数は 2 ポイント程度、上昇していることが分かります。

次に、最終ページ、32 ページをご覧ください。

生鮮食品を除く総合の列に網掛けをしています。

魚介、肉、野菜等の生鮮食品は物価の上下動が激しいため、これを除いて消費者物価指数をみることもあるとのことでした。

この場合でも、平成 5 年と比較をし、1.3 ポイント、平成 17 年と比較をし、2 ポイント程度、現在の消費者物価指数が上昇していることが分かります。

以上で、資料 1 の説明を終了いたします。

続きまして、資料 2 について説明をいたします。

この資料は、市議会の、議員の定数等に関する調査特別委員会の調査報告書です。

議員報酬に関する部分を、一部、抜粋して朗読をいたします。

6 ページをお開きください。

中ほどに(3)とあります。

全国市議会議長会の見解です。

また、から朗読します。

また、議員報酬に関しては、①市政への貢献度を把握し、それをもとに議員報酬を定める考え方、②執行部職員の給与を基準とする考え方、③国会議員の歳費を基準と

する考え方、④日当制を根拠に算出方法、⑤当該団体の長の給与額を基準とする考え方、⑥比較方式、⑦議会費の割合を一定とし算出する方法が示されている。

とあります。

ここでは、議員報酬の算定方法が7種類、紹介されています。

次に10ページをお開きください。

上から4行目です。

また、議員報酬に関する考え方では、「議員報酬も議員の生活を支えていくために必要であるということを理解してもらえようような説明も必要である」、「議員が専門職化している中、生活に見合うだけの報酬は必要である」、「いろんな立場の方が議員になるということは、生活がしっかりできるだけの報酬がなければ集中して議員活動ができない」、「報酬等審議会がしばらく開かれていない。現在の報酬が妥当なものかどうか第三者機関での検討が必要である」、「市内の就業者と比較して、現在の議員報酬は決して安くない」といった意見が出された。

とあります。

これは、調査特別委員会であった、議員の意見です。

次に、同じページの下から10行目、一方、で始まる段落です。

一方、議員報酬に関しては、議員報酬を上げるべきとする意見と、今までどおりでよいとする意見の2通りの意見が大勢を占め、市民の収入と議員報酬に開きがあるので議論の必要があるといった少数意見も出された。

とあります。

これは、市民との意見交換会で市民から出された意見をまとめています。

次に、12ページです。

(2)、議員報酬に関する結論として、議員報酬については、市長の諮問機関である特別職報酬等審議会に委ねることが妥当である。

とあります。

さらに、数行下の論拠です。

議員報酬は、一定の役務の給付の対価として与えられる反対給付であり、地方自治法第203条が支給の根拠となっている。

地方分権改革や地域主権改革が進み、自治体経営が複雑・高度化している中、自治体経営の一翼を担う議会の構成員である議員の活動も高度化・専門化しており、他の職をもって議員活動をすることが非常に困難な状況となってきた。

法的に議員報酬は生活給ではないとされているものの、現実には議員の専門職化が進んでおり、本来の議会の役割である多様な民意を自治体経営に反映するといった役割を果たしていくためには、ある程度の生活給としての保障が必要であるとする意見が、委員会や市民との意見交換会でも出された。

とあります。

以上で資料2の説明を終了いたします。

続いて、資料3は、関係法令です。

表紙に目次を記入してありますが、まず、1つ目は、当審議会の条例です。

以下は、地方自治法の抜粋を始めとして、議員報酬、議員活動に関する法令となっ

ております。

必要に応じてご活用ください。

以上で説明を終了いたします。

○石田議長 事務局の説明が終了しました。

この後の議事につきまして、まずは、事務局の説明に対するご質問があれば、発言をしていただき、次に、議員報酬についての現在の皆さんの考えているところを自由に発言していただき、最後に、次回の会議までに必要な資料があれば、それに関する発言をしていただきたいと思いますと考えております。よろしいですか。

～異議なし～

○石田議長 では、まず、事務局の説明に対してご質問があれば、お願いします。

～なし～

○石田議長 では、質疑応答を終了します。

次に、議員報酬について、現在、皆さんが考えているところを発言していただきます。

寺尾委員。

○寺尾委員 商工会に所属している団体を見ると、皆さん、下がっている。元気のある所は少ない状況です。

設備資金や運転資金を借り入れたりしているが、多くが赤字であります。

議員報酬を上げ、一生懸命に働いてもらいたい、上げることができれば一番良いという考えはあります。

また、鴨川市の税収がどのくらいであるのか、徴収率が良いのか、悪いのか、も、判断材料の一つになると考えます。

鴨川市全体の財政の状況をみて、判断したいところです。

○石田議長 ありがとうございます。

田原副会長、いかがですか。

○田原副会長 長年、鴨川に住んでいながら、議員報酬に関心がなく、申し訳なく思います。

議員の方たちには、上げてほしいという空気感があるのでしょうか。

○石田議長 事務局。

○松本総務課長 資料2の調査特別委員会の調査報告書に記載のとおりということになりますが、調査特別委員会の引き上げていただきたいという内容であります。しかしながら、市内の就業者と比較して決して安くないという記載もあり、議員全員がということではないようであります。

また、当審議会を開催したからといって、必ず上げるということではありません。

上げるのか、現状維持か、下げるのか、審議をしていただいて答申をいただきたいものです。

○石田議長 田原副会長。

○田原副会長 旧鴨川市では平成5年から変更していないということですが、もともと決めたときの根拠は、周辺の市町村が基準になったと理解してよいのでしょうか。

○石田議長 事務局。

○石井総務課長補佐 経済の成長とともに我々職員の給料が毎年上昇していた時代がありました。

その当時は、民間の方も同様であったと思われます。

それと同じように議員報酬も上げてきたという現状があります。

現在の議員報酬の額のおおもとが何年の数字であるのかを調べるのは不可能であります。平成3、4、5年当時の当審議会の会議資料を見ますと、周辺の自治体の増減額を参考とし、議長、副議長、議員のバランスを加味して、さらに、民間の給料と比較をして決定されたものであると推測することができます。

○石田議長 田原副会長。

○田原副会長 配布された資料を見て、ほぼそういう状況であろうと考えていました。

二十数年間数字が変わっていない中で、議員の定数が2名削減されるということがあります。

単に定数が削減されたからその分議員報酬の額を上げるということでは市民の理解が得られないと考えますが、個々の議員報酬を上げたとしても全体の報酬額が下がるのであれば、上げることが可能であるのかなと考えます。

また、鴨川市の歳出の中での議員報酬の比率のシミュレーションがあると理解しやすいと思いますので、次回に示していただければと考えます。

○石田議長 鎌田委員。

○鎌田委員 議員報酬に関する専門的な知識はありませんが、議員定数を削減するということは、議員報酬の総額を減らす効果があったものと考えます。

また、JA安房という安房郡の組織の中で仕事をしている立場から、近隣の館山市、南房総市とのバランスは、常に考える必要があると思います。

そういったことから、全体の削減の効果を残しつつ、近隣とのバランスを取った上で、少し、上げられるのではないかとの考えでいます。

○石田議長 小林委員。

○小林委員 議員定数は、条例が決定して次の選挙から施行されるということです。

定数が減って歳出が増えるのであれば、特別な理由付けが必要であると考えます。

鎌田委員がおっしゃったように、定数の削減と議員報酬の増額は関連して考えることが、額を上げるのであれば必要であると思います。

議員定数を削減するに当たって論拠となった明確な基準はなく、周りの市町村と比べてということであるので、議員報酬についても、周りと比較しながら決めるほかないと考えます。

そうすると、鴨川市の数字が突出して低いわけでもありません。歳出に対する議員報酬の割合は、37の自治体のうち上から数えて4番目であり、かなり高い割合であります。

寺尾委員からもありましたが、財布あつての話であり、入ってくるものがあつてのものでもあり、ない中で上げるということは特別な理由付けが必要であると考えます。

○石田議長 宗政委員。

○宗政委員 資料に、他の職をもって議員活動をすることが非常に困難な状況となっていてあります。

議員報酬自体が生活給ではないということですが、こういった考え方ももっていないのではないのかなと思いました。

けれども、専門職化して高度化しているから他の職をもって議員活動をすることが困難であるということは、少し、違うと思いました。

議会が平日に行われているので、もともとサラリーマンが議員になれず、自営業の方か無職の方しか議員になれない状況であります。

今の議員の中で、専門化してすごく特化しているので、そのために給料と考えてしまうのは、少し、違うと思います。

決して三十万円台前半から後半の金額が低いとは思いませんが、現在、議員の年金はどのようになっているのでしょうか。

もし、ないのであれば、老後の金額として不十分であると思いますので、今後、若い方が議員になって行くためには、議員報酬の増額は、必要ではないかと思います。

○石田議長 事務局。

○松本総務課長 議員の年金の関係につきまして、次回の会議におきまして、担当から説明をいたします。

○石田議長 皆さんにお話をいただきました。

ほかにございますか。寺尾委員。

○寺尾委員 資料に民間の給与の実態がありますが、これは、鴨川の状況ではありません。

国税庁の調査ですから全国のものです。

鴨川市は、もっと低いと思います。

商工会長をしていて良い話はありません。

その中で、議員が世に生きていて、ああしよう、こうしようと、良い状況にさせていただくことも大事だと考えます。

これは、議員への注文です。

勉強をしていただいて専門職になっていただいて、そうしたことをさせていただくことは、報酬を上げる、下げるよりも、もっと、やっていたかなければいけないことです。

鴨川市全体の税収がどの程度あってどのような状況なのかということをもっと調べる必要があると思います。

○石田議長 事務局。

○松本総務課長 例えば、市税の状況、それを含めた歳入全般の財政的なシミュレーションの直近、何年分かと、併せて、財政の将来の推計について、次回会議に資料として提出をいたします。

○石田議長 寺尾委員。

○寺尾委員 税でも、未収入があると思います。

そういった数字も非常に大事であると思います。

○石田議長 事務局。

○松本総務課長 できるだけ分かりやすいかたちで提出いたします。

税の種類もいくつかありますし、100 パーセントを納めていただくとこの額である

けれども、実際に納められたのはこの額であるといったものがありますので、次回に提出をいたします。

○石田議長 ほかに、よろしいですか。

～なし～

○石田議長 ただ今のご発言の概要ですけれども、寺尾委員については、景気の状態をみて議員報酬のあり方を考えるべきであると、併せて、税、財政についてさらに調査する必要があるということでした。

田原委員については、若干のアップもやむを得ないかなという、そして、定数減と議員報酬のバランスが重要であるということでした。

鎌田委員については、定数減による総額の抑制の範囲で、また、他市とのバランスも考えてということでした。

小林委員については、定数の削減と議員報酬の額は関連して考えるべきである、また、歳入とのバランスを考える必要があるというものでした。

宗政委員については、若干、生活給的な考えも取り入れる必要があるかなというものでした。

皆さんの貴重な意見、提言をうかがいました。

これらを次回の会議につなげていきたいと思います。

次に3点目です。

寺尾委員ほか、いくつかご発言がありましたけれども、ほかに次回の資料についてご要望がありましたらお願いします。

～なし～

○石田議長 ないようです。

事務局は、発言のあった資料を整えていただくようお願いします。

(3) その他

○石田議長 次に次第の(3)、その他です。

何かありますか。

～なし～

8 閉会

○石田議長 長時間にわたり、ありがとうございました。

これで、第1回目の会議を閉じさせていただきます。

[終了 午後2時40分]

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領（平成 17 年 7 月 4 日制定）第 7 条第 3 項の規定により、本会議録の内容を確認したので署名する。

平成 29 年 9 月 5 日

会議録署名人

小林 裕明